

事例番号:290175

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 0 日

2:51 凝血塊を伴う性器出血および軽度の腹痛自覚あり、救急車にて搬送元
分娩機関を受診

2:53 超音波断層法にて胎児心拍数 60-70 拍/分の徐脈、胎盤肥厚あり

3:03 常位胎盤早期剥離疑いのため、当該分娩機関へ母体搬送

3:20 当該分娩機関に入院

超音波断層法にて胎児心拍数 50 拍/分台

4) 分娩経過

妊娠 41 週 0 日

3:52 胎児機能不全の診断で帝王切開にて児娩出

胎児付属物所見 臍帯静脈の虚脱および臍帯動脈の緊張を認める、胎盤病理
組織学検査にて胎盤内血腫あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 0 日

(2) 出生時体重:2410g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.641、PCO₂ 119.5mmHg、PO₂ 15.2mmHg、

HCO₃⁻ 12.1mmol/L、BE -28.4mmol/L

- (4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点
- (5) 新生児蘇生:気管挿管、胸骨圧迫、アトレナリン注射液投与、人工呼吸(チューブ・バッグ)
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低血圧
- (7) 頭部画像所見:
生後 19 日 頭部 MRI で大脳全体に広範な軟化を認め、低酸素・虚血の状態を呈した所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 1 名
看護スタッフ:看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 4 名、麻酔科医 1 名、小児科医 1 名
看護スタッフ:看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、Intraplacental hemorrhage(胎盤内出血)による胎児低酸素・酸血症であると考ええる。
- (2) 胎盤内出血の発症時期を解明することは困難であるが、妊娠 41 週 0 日の 2 時 35 分頃またはその前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関に来院後の対応(超音波断層法による胎児心拍数と胎盤の確認、血管確保)は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関において、超音波断層法で胎児心拍数 60-70 拍/分の徐脈、胎盤肥厚が認められ、常位胎盤早期剥離疑いのため当該分娩機関に母体搬送としたことは選択肢のひとつである。
- (3) 搬送元分娩機関が母体搬送を依頼してから 24 分で当該分娩機関に到着したことは適確である。
- (4) 当該分娩機関に入院後の対応(超音波断層法の実施、バイタルサイン測定)は一般的である。
- (5) 当該分娩機関において、超音波断層法で胎児心拍数 50 拍/分台の徐脈を確認し、胎児機能不全と判断して帝王切開を決定したことは適確である。
- (6) 帝王切開決定から 32 分で児を娩出したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与、チューブ・バッグによる人工呼吸)、および重症新生児仮死にて当該分娩機関 NICU へ入室管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

すでに検討されているが、胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されている。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

Intraplacental hemorrhage(胎盤内出血)は周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する可能性があることから、その発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。